

国 鉄 都 第 77 号
令和 8 年 1 月 14 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

鉄 道 局 長
(公 印 省 略)

「軌道法施行規則第 21 条第 2 項第 4 号に規定する料金及び鉄道事業法施行規則第 34 条
第 1 項第 4 号に規定する料金の取扱いについて」の一部改正について

「軌道法施行規則第 21 条第 2 項第 4 号に規定する料金及び鉄道事業法施行規則第 34
条第 1 項第 4 号に規定する料金の取扱いについて」(令和 3 年 12 月 28 日付け国鉄都第 111
号) について、別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らうとともに、管下関係
事業者に周知徹底せられたい。

制定 国鉄都第111号
令和3年12月28日
改正 国鉄都第77号
令和8年1月14日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

鉄道局長

軌道法施行規則第21条第2項第4号に規定する料金及び鉄道事業法施行規則第34条
第1項第4号に規定する料金の取扱いについて

軌道法（大正10年法律第76号）第11条第1項に規定する国土交通省令で定める旅客の料金である「利用者ノ円滑ナ移動及施設ノ利用ノ為ニ設ケラル設備ニ依ル安全且円滑ナ運送ノ確保ニ係ル料金」及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第8項に規定する国土交通省令で定める旅客の料金である「利用者の円滑な移動及び施設の利用のために設けられる設備による安全かつ円滑な運送の確保に係る料金」の取扱いについて、具体的に下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らうとともに、管下関係事業者に周知徹底せられたい。

記

1. 料金の届出について

本通達の対象となる料金は、軌道法（大正10年法律第76号）第11条第1項又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第8項に基づく料金であり、鉄軌道事業者は、当該料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣から委任を受けた地方支分部局（地方運輸局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に届け出る必要がある。

届出に際しては、当該料金が第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）における「鉄道駅のバリアフリー化の推進は、エレベーターやエスカレーター、ホームドア等の整備を通じ、高齢者や障害者だけでなく、全ての利用者が受益するとの観点から、都市部

において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める枠組みを構築する」との考えに基づき創設されたものであることを踏まえ、制度の適正な運用のため、本通達に記載する事項を踏まえて鉄軌道事業者が作成するバリアフリー整備・徴収計画（以下「整備等計画」という。）の添付を求ることとする。

2. 整備等計画の記載事項について

整備等計画の記載事項は以下のとおりとすることとし、様式1により作成すること。なお、整備（更新及び維持管理を含む。以下同じ。）に関する記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本方針の目標期間を踏まえ、2021年度から2025年度までの期間及び2026年度から2030年度までの期間における計画を作成するとともに、2031年度以降も本料金制度を活用して整備を行う場合には、同年度以降の計画についても作成することとする。なお、既に実績が出ている期間については実績を反映することとする。

- (1) 鉄軌道事業者名
事業者名を記載する。
- (2) 整備方針
バリアフリー整備に関する方針を記載した上で、「2021年度～2025年度」、「2026年度～2030年度」及び「2031年度以降」のそれぞれ（以下「各計画期間」という）における計画策定に当たっての考え方を記載する。
- (3) 料金額
券種別の設定額及び年間徴収額を記載する。
- (4) 料金徴収対象駅
当該料金を徴収する対象駅について、路線図の活用等により分かりやすく明示する。
- (5) 総徴収額
年間徴収額（券種別の年間徴収額の合計額）、徴収期間及び総徴収額を記載する。
- (6) 総整備費
各計画期間の計画に要する整備費（更新費用及び維持管理費用を含む。）及び総整備費を記載する。
- (7) 整備内容
各計画期間における、設備の設置、改良及び更新については①から③までの事項を、維持管理及び収受システム改修等については③の事項を記載する。
 - ① 設備の名称
 - ② 整備数
 - ③ 整備費
- (8) 料金徴収によるホームドア設置番線数及び段差解消駅数
各計画期間における料金徴収によるホームドア設置番線数及び段差解消駅数を記載

する。

3. 整備等計画策定時における各項目の考え方について

整備等計画における各項目については、以下に掲げる考え方へ従って定めるものとする。

(1) 整備対象設備の考え方

整備等計画において対象とすることができますの設備（車両を含む。以下「バリアフリー設備」という。）は、以下に掲げるものとし、バリアフリー法第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（以下「移動等円滑化基準」という。）が定められているものにあっては、当該基準を満たすものとする。

① 転落防止設備関連

ホームドア、定位置停止装置（TASC）、内方線付き点状ブロック等

② 段差解消関連

エレベーター、エスカレーター、スロープ等

③ 誘導案内設備関連

案内設備（文字・音声等による運行情報提供設備、設備を示す標識等）、視覚障害者誘導用ブロック等

④ その他

バリアフリートイレ、障害者対応型券売機、拡幅改札口、プラットホームと車両の段差及び隙間の縮小に資する設備、車両（ホームドアの整備や段差解消等に資する更新、フリースペース等）その他移動等円滑化基準に基づき整備する設備及びその構造を移動等円滑化基準に適合させる設備

(2) 整備費の考え方

① 対象費用

整備等計画において対象とすることができますの費用は、交通政策基本計画における考え方に基づき、利用者の受益と負担を踏まえて設定することとし、具体的には以下に掲げるものとする。

イ. バリアフリー設備の設置費

各鉄軌道事業者において、本料金制度の運用開始以降に発生した費用であり、本料金制度の運用開始以降に供用したバリアフリー設備に係るものに限る。ただし、令和3年12月28日付け国鉄都第111号（以下「令和3年度通達」という。）に基づき、2021年度以降に発生した費用を計上済みの鉄軌道事業者においては、これを含む（以下口からニまでにおいて同じ）。

ロ. バリアフリー設備の改良費・更新費

各鉄軌道事業者において、本料金制度の運用開始以降に発生した費用であり、本料金制度の運用開始以前に整備したバリアフリー設備に係るものも含む。

ハ. バリアフリー設備の維持管理費

各鉄軌道事業者において、本料金制度の運用開始以降に発生した費用であり、本料金制度の運用開始以前に整備したバリアフリー設備に係るものを含む（バリアフリー設備以外の設備と明確に区別でき、かつ、バリアフリー設備との関連性を合理的に説明できるものに限る。）。

二. その他費用

各鉄軌道事業者において、本料金制度の運用開始以降に発生した費用であり、受受システムの改修費、駅務機器改修費、駅頭表示改修費、借入金に係る支払利息その他のバリアフリー設備との関連性を合理的に説明可能な費用に限る。

② 整備費の妥当性

鉄道固有の設備であり、競争が働きにくいホームドアの設置に係る契約に当たっては、原則、一般競争入札に付すこととする。ただし、やむを得ず、一般競争入札に付すことができず、随意契約による場合には、複数業者の見積もりとの比較や請負業者との価格協議等により、適正価格での発注に努めるとともに、毎年度の整備実績の公表において、様式2により、その理由等を明確にすることとする。

なお、令和3年度通達の発出以前に契約済みのホームドアの設置については、この限りでない。

（3） 総徴収額・料金額の考え方

① 総徴収額

料金の総徴収額は整備等計画における総整備費を超えない額とする。

② 料金額

料金額については、鉄軌道事業者がそれぞれ設定することとなるが、設定に当たっては、本料金制度が、第2次交通政策基本計画における「都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める枠組みを構築する」との考えに基づき創設されたものであることを踏まえ、利用者に過度の負担感を与えないものとする必要がある。また、通学定期料金については免除するなど家計負担への配慮を行うこととする。

（4） 料金徴収対象駅の考え方

料金の徴収対象駅は、交通政策基本計画における「鉄道駅のバリアフリー化の推進は、エレベーター・エスカレーター、ホームドア等の整備を通じ、高齢者や障害者だけでなく、全ての利用者が受益するとの観点から、都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める枠組みを構築する」との考え方に基づき、受益と負担の関係から利用者の理解が得られるよう、鉄軌道事業者において、適正に設定することとする。

4. 透明性の確保について

利用者の受益と負担の関係を明確化し、制度の円滑・適正な運用を図る観点から、鉄軌道事業者において、利用者に対して必要な情報提供を行うこととする。

(1) 整備等計画の公表

鉄軌道事業者は、料金の届出後において、以下に掲げる項目をウェブサイトにおいて公表することとする。加えて、会社のIR資料や駅構内掲示・車内吊り・広報誌による情報提供、テレビ・新聞等マスメディアでの発表、利用者窓口の設置など積極的な情報提供を行うこととする。

- ① 料金導入の概要及び理由
- ② 整備等計画
- ③ 主要プロジェクトの内容（目的、効果等）
- ④ 問合せ先

(2) 整備等計画の変更

整備等計画の内容を変更しようとする場合には、その変更点及び計画変更の理由を記載した書類並びに変更後の整備等計画により、国土交通省に届出を行うこととする。その後、当該届出の内容を4. (1) と同様の方法により、公表及び積極的な情報提供を行うこととする。

(3) 毎年度の進捗状況等の公表

鉄軌道事業者は、前年度の進捗状況等について、原則、当年度の6月末までに公表することとする。具体的な公表項目は以下に掲げるものとし、様式2により作成した資料を4. (1) と同様の方法により公表し、及び積極的な情報提供を行うこととする。

- ① 鉄軌道事業者名
- ② 当該年度の整備費
- ③ 当該年度の整備内容（駅名を明確にした上で記載することとし、設置、改良及び更新については整備数も記載）
- ④ 当該年度の料金徴収によるホームドア設置番線数及び段差解消駅数
- ⑤ 当該年度の徴収額
- ⑥ 整備等計画の進捗状況
- ⑦ ホームドアの整備に当たって一般競争入札を実施しなかった場合には、その理由等

(4) 基本方針の目標期間終了後の進捗状況等の公表

バリアフリー法に基づく基本方針の目標期間終了年度の翌年度は、鉄軌道事業者は4. (3) の公表と併せて、様式3により、当該料金を活用したバリアフリー設備の整備に係る実績や進捗状況、その時点における料金の総徴収額等を公表するとともに、整備等計画策定時点において見込んでいたものと異なる事実に関する対応方針を記載することとする。

(5) 地域の関係者への説明

4. (1)～(3) の方法により、利用者に対して情報提供を行うことに加え、地域のニーズを把握する観点から、バリアフリー法第52条の4に基づく会議の場において

て進捗状況等を説明するなど地域の関係者への説明機会を設けることとする。

5. 国土交通省への資料提出等について

制度の円滑・適正な運用を図る観点から、国土交通省において制度の運用状況を適宜確認するとともに、利用者の利益が保護されていないと認められる際には、必要な措置を講ずることとする。

(1) 料金導入について

1. に記載のとおり、鉄軌道事業者は、当該料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を地方支分部局に届け出る必要があり、当該届出に当たっては、整備等計画を添付する必要がある。国土交通省においては、鉄軌道事業者により届け出された整備等計画が本通達に記載する事項を踏まえた適正なものであるか確認することとする。

(2) 進捗状況等について

鉄軌道事業者は、4. (3) による公表に先立ち、前年度の進捗状況等について、原則、当年度の6月末までに様式2により当該料金の届出を行った地方支分部局に提出することとする。国土交通省においては、鉄軌道事業者により提出された進捗状況等に記載されている整備費の実績を確認するとともに、事前届出時において当該事業者より提出されていた計画と大きな乖離がないか確認することとする。

(3) 進捗状況等の公表について

4. (3) により、ウェブサイトにおいて資料を公表した際には、その旨を国土交通省に報告することとする。やむを得ない場合を除き、当年度の6月末までにウェブサイトにおいて資料が公表されていない事実が認められるときには、必要に応じて、鉄道事業法等に基づく措置を講ずるとともに、国土交通省において、当該鉄軌道事業者に代わって利用者に対する情報提供等に関する取組を実施することとする。

(4) 地方支分部局における対応について

届出の受理に関する事務を行うこととなる地方支分部局は、鉄軌道事業者より当該料金に関する相談があった場合、速やかに国土交通省本省に対して情報を共有することとする。

6. 補助制度との関係について

本料金制度の対象とするバリアフリー設備の整備については、国による補助金の対象とすることはできない。ただし、地方公共団体による補助金と本料金制度の併用を妨げるものではない。

7. 料金終了時の扱いについて

当該料金について、届出済みの計画期間より前に終了する場合には、料金変更の届出を行うとともに、4. (2) の整備等計画の変更手続きを行うこととする。なお、運賃改定に伴

い当該料金を終了する場合は、変更前の整備計画の今後の取扱いについて記載された資料を届出時に添付することとする。

8. その他

バリアフリー法に基づく基本方針や交通政策基本計画の見直しの際には、必要に応じて整備等計画の見直しなどの措置を講じた上で、整備等計画を実施することとする。

なお、令和3年度通達に基づき提出した整備等計画について、本通達に基づく様式変更のみに係る整備等計画の変更については、手続きは不要とする。

以上

バリアフリー整備・徴収計画

鉄軌道事業者名	
---------	--

整備方針	
全期間	
2021～2025年度	
2026～2030年度	
2031年度以降	

料金額					
券種	定期外		定期券		
	普通券 (磁気券)	普通券 (IC)	通勤定期券	通学定期券	
設定額（円）					
年間徴収額 (百万円)					
料金徴収 対象駅	路線図の活用等により分かりやすく明示すること。				
備考					

※普通券の設定額については、大人1乗車当たりの料金を記載すること。

※定期券の設定額については、全ての定期券料金から算出した1乗車当たりの平均額を記載し、備考欄に各期間別（1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月など）の料金を記載すること。

※回数券や企画乗車券などの券種から徴収する場合は、備考欄に該当する券種名を記載するとともに、定期外の年間徴収額に該当する券種からの年間徴収額も含めて記載すること。

年間徴収額	百万円
徴収期間	年間（20〇〇.〇.〇～20〇〇.〇.〇）
総徴収額	百万円
総整備費	百万円 2025年度までの実績(計画)： 百万円 2026～2030年度の計画： 百万円 2031年度以降の計画： 百万円

バリアフリー整備・収支計画（計画期間：2021.4～2026.3）

整備内容		
(1) 設置・改良費（附帯費用含む）		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
スロープ	駅 ケ所	百万円
内方線付点状ブロック	駅 番線	百万円
段差隙間縮小に資する設備	駅 番線	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
車両のフリースペース	編成 両	百万円
その他	駅	百万円
備考		
(2) 更新費（附帯費用含む）		
① 設備更新		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
その他	駅	百万円
備考		
② 車両更新		
路線名	整備数	整備費
	編成 両	百万円
ホームドア整備等 との一体性について	例)○○線については、…であることから、ホームドア整備に当たっては車両の更新が併せて必要であるため。	
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用（駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）		
維持管理費（附帯費用含む）		百万円
収受システム改修費		百万円
その他費用 (駅務機器改修費・駅頭表示改修費など)		百万円
備考		

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

計画期間内の整備費（(1)～(3)の合計）	百万円
-----------------------	-----

計画期間内の料金収支によるホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホームドア設置番線数		番線
段差解消駅数	一経路確保駅	駅
	二経路以上確保駅	駅

バリアフリー整備・徴収計画（計画期間：2026.4～2031.3）

整備内容		
(1) 設置・改良費（附帯費用含む）		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
スロープ	駅 ケ所	百万円
内方線付点状ブロック	駅 番線	百万円
段差隙間縮小に資する設備	駅 番線	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
車両のフリースペース	編成 両	百万円
その他	駅	百万円
備考		
(2) 更新費（附帯費用含む）		
① 設備更新		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
その他	駅	百万円
備考		
② 車両更新		
路線名	整備数	整備費
	編成 両	百万円
ホームドア整備等 との一体性について	例)○○線については、…であることから、ホームドア整備に当たっては車両の更新が併せて必要であるため。	
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用（駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）		
維持管理費		百万円
収受システム改修費		百万円
その他費用 (駅務機器改修費・駅頭表示改修費など)		百万円
備考		

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

計画期間内の整備費（（1）～（3）の合計）	百万円
-----------------------	-----

計画期間内の料金徴収によるホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホームドア設置番線数		番線
段差解消駅数	一経路確保駅	駅
	二経路以上確保駅	駅

バリアフリー整備・徴収計画（計画期間：2031.4～）

整備内容		
(1) 設置・改良費（附帯費用含む）		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
スロープ	駅 ケ所	百万円
内方線付点状ブロック	駅 番線	百万円
段差隙間縮小に資する設備	駅 番線	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
車両のフリースペース	編成 両	百万円
その他	駅	百万円
備考		
(2) 更新費（附帯費用含む）		
① 設備更新		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
その他	駅	百万円
備考		
② 車両更新		
路線名	整備数	整備費
	編成 両	百万円
ホームドア整備等 との一体性について	例)○○線については、…であることから、ホームドア整備に当たっては車両の更新が併せて必要であるため。	
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用（駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）		
維持管理費		百万円
収受システム改修費		百万円
その他費用 (駅務機器改修費・駅頭表示改修費など)		百万円
備考		

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

計画期間内の整備費（（1）～（3）の合計）	百万円
-----------------------	-----

計画期間内の料金徴収によるホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホームドア設置番線数		番線
段差解消駅数	一経路確保駅	駅
	二経路以上確保駅	駅

20〇〇年度 バリアフリー整備等実績

鉄軌道事業者名	
---------	--

本年度整備費	百万円
--------	-----

整備完了実績（設置又は改良であって、本年度供用を開始したもの）		
設備名	整備数	駅名
ホームドア	駅 番線	
エレベーター	駅 基	
エスカレーター	駅 基	
スロープ	駅 ケ所	
内方線付点状ブロック	駅 番線	
段差隙間縮小に資する設備	駅 番線	
バリアフリートイレ	駅 ケ所	
車両のフリースペース	編成 両	
その他	駅	
備考		

※整備内容の詳細については様式2-2に記載すること。

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

料金徴収によるホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホームドア設置番線数	番線	
段差解消駅数	一経路確保駅	駅
	二経路以上確保駅	駅

本年度徴収額	百万円
(内訳)	
定期外（普通券など）	通勤定期券
徴収額 (百万円)	通学定期券
備考	

本年度までの累計整備費	百万円
本年度までの累計徴収額	百万円

20〇〇年度 バリアフリー整備等実績

整備実績			
(1) 設置・改良費			
設備名	整備数	整備駅名	整備費
ホームドア	駅 番線		百万円
エレベーター	駅 基		百万円
エスカレーター	駅 基		百万円
スロープ	駅 ケ所		百万円
内方線付点状ブロック	駅 番線		百万円
段差隙間縮小	駅 番線		百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所		百万円
車両のフリースペース	編成 両		百万円
その他	駅		百万円
備考			
(2) 更新費			
設備名	整備数	整備駅名	整備費
ホームドア	駅 番線		百万円
エレベーター	駅 基		百万円
エスカレーター	駅 基		百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所		百万円
車両	編成 両		百万円
その他	駅		百万円
備考			
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用（駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）			
維持管理費			百万円
収受システム改修費			百万円
その他費用 (駅務機器改修費・駅頭表示改修費など)			百万円
備考			

※整備駅名の記載に当たっては、括弧書で新規着手・継続の別をあわせて記載すること。

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

バリアフリー整備・収集計画の進捗状況（20〇〇年度～20〇〇年度）

年度	ホームドア設置番線数		段差解消駅数 (移動等円滑化された経路が設けられている駅数)			
	設置数	計画進捗率	一経路確保駅		二経路以上確保駅	
			駅数	計画進捗率	駅数	計画進捗率
20〇〇年度	番線	%	駅	%	駅	%
20〇〇年度	番線	%	駅	%	駅	%
20〇〇年度	番線	%	駅	%	駅	%
20〇〇年度	番線	%	駅	%	駅	%
20〇〇年度	番線	%	駅	%	駅	%
累計	番線	%	駅	%	駅	%

※バリアフリー法に基づく基本方針の目標期間ごとに作成

※計画進捗率は、計画期間における整備数の累計/計画期間における整備計画数により算出すること。

(様式2-4)

ホームドア整備詳細（随意契約を実施した場合のみ記載）

ホームドア整備事業名	随意契約とした理由	適正価格での発注のための措置	契約額
例) ○○駅ホームドア整備事業（××駅△△番線）			百万円
			百万円

※事業内容の記載に当たっては、駅名、番線数をそれぞれ明記すること。

20〇〇年度～20〇〇年度 バリアフリー整備等実績

鉄軌道事業者名	
期間中の総整備費	百万円
期間中の総徴収額	百万円
備考	

整備完了実績（設置又は改良であって、期間中に供用を開始したもの）				
設備名	計画数	整備数	進捗率	
ホームドア	駅 番線	駅 番線	%	
エレベーター	駅 基	駅 基	%	
エスカレーター	駅 基	駅 基	%	
スロープ	駅 ケ所	駅 ケ所	%	
内方線付点状ブロック	駅 番線	駅 番線	%	
段差隙間縮小に資する設備	駅 番線	駅 番線	%	
バリアフリートイレ	駅 ケ所	駅 ケ所	%	
車両のフリースペース	編成 両	編成 両	%	
その他	駅	駅	%	
備考				

※整備内容の詳細については様式3-2に記載すること。

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

※計画進捗率は、計画期間における整備数の累計/計画期間における整備計画数により算出すること。

料金徴収による期間中のホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホームドア設置番線数	番線	
段差解消駅数	一経路確保駅	駅
	二経路以上確保駅	駅

20〇〇年度～20〇〇年度 バリアフリー整備等実績

整備実績		
(1) 設置・改良費		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
スロープ	駅 ケ所	百万円
内方線付点状ブロック	駅 番線	百万円
段差隙間縮小	駅 番線	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
車両のフリースペース	編成 両	百万円
その他	駅	百万円
備考		
(2) 更新費		
設備名	整備数	整備費
ホームドア	駅 番線	百万円
エレベーター	駅 基	百万円
エスカレーター	駅 基	百万円
バリアフリートイレ	駅 ケ所	百万円
車両	編成 両	百万円
その他	駅	百万円
備考		
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用 (駅務機器改修費・駅頭表示改修費など)		
維持管理費		百万円
収受システム改修費		百万円
その他費用 (駅務機器改修費・駅頭表示改修費など)		百万円
備考		

※設備欄において「その他」を選択した場合には、備考欄に当該設備名を記載すること。

20〇〇年度～20〇〇年度 バリアフリー整備等実績

整備等計画と実績が異なる場合の対応方針
（この欄は、整備等計画と実績が異なる場合の対応方針を記載する欄です。）